

通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文 目次
 本則関係

一 通訳案内業法（昭和二十四年法律第二百十号） 1

二 外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号） 14

三 外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号） 27

附則関係

一 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号） 42

二 地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成四年法律第八十八号） 43

三 国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律（平成六年法律第七十九号） 57

四 独立行政法人国際観光振興機構法（平成十四年法律第八十一号） 58

五 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号） 59

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">通訳案内士法</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第四条）</p> <p>第二章 通訳案内士試験（第五条 第十七条）</p> <p>第三章 登録（第十八条 第二十八条）</p> <p>第四章 通訳案内士の業務（第二十九条 第三十四条）</p> <p>第五章 雑則（第三十五条 第三十八条）</p> <p>第六章 罰則（第三十九条 第四十三条）</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、通訳案内士の制度を定め、その業務の適正な実施を確保することにより、外国人観光旅客に対する接遇の向上を図り、もつて国際観光の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>（業務）</p> <p>第一条 通訳案内士は、報酬を得て、通訳案内（外国人に付き添い、外国</p>	<p style="text-align: center;">通訳案内業法</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、通訳案内業の健全な発達を図り、外客接遇の向上に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この法律で「通訳案内業」とは、報酬を受けて、外国人に付き添</p>

語を用いて、旅行に関する案内をすることをいう。以下同じ。）を行うことを業とする。

(資格)

第三条 通訳案内士試験に合格した者は、通訳案内士となる資格を有する。

(欠格事由)

第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、通訳案内士となる資格を有しない。

- 一 (略)
- 二 第三十三条第一項の規定により業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの
- 三 外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）第三十六条第三項において準用する第三十三条第一項の規定により地域限定通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

い、外国語を用いて、旅行に関する案内をする業をいう。

(免許)

第三条 通訳案内業を営もうとする者は、国土交通大臣の行う試験に合格し、都道府県知事の免許を受けなければならない。

(絶対的欠格事由)

第四条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えない。

- 一 (略)
- 二 第十四条第一項第三号又は第四号の規定により免許を取り消された者で、免許を取り消された日から一年を経過しないもの

(相対的欠格事由)

第四条の二 心身の障害により通訳案内業の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるものには、免許を与えないことがある。

(意見の聴取)

第四条の三 都道府県知事は、前条の規定により免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該免許を申請した者にその旨を通知し、その

第二章 通訳案内士試験

(試験の目的)

第五条 通訳案内士試験は、通訳案内士として必要な知識及び能力を有するかどうかを判定することを目的とする試験とする。

(試験の方法及び内容)

第六条 通訳案内士試験は、筆記及び口述の方法により行う。

2 筆記試験は、次に掲げる科目について行う。

一 四 (略)

3 口述試験は、筆記試験に合格した者につき、通訳案内の実務について行う。

(試験の免除)

第七条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、それぞれ当該各号に掲げる試験を免除する。

一 一の外国語による筆記試験に合格した者 次回の通訳案内士試験の当該外国語による筆記試験

二 一の外国語による通訳案内士試験に合格した者 他の外国語による通訳案内士試験の外国語以外の科目についての筆記試験

求めがあつたときは、当該都道府県知事の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

(試験)

第五条 第三条の試験は、左の科目について行う。

一 四 (略)

五 人物考査

2 第三条の試験を受けようとする者は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を納めなければならない。

三 前条第二項各号に掲げる科目について筆記試験に合格した者と同等以上の知識又は能力を有する者として国土交通省令で定める者 当該科目についての筆記試験

(試験の執行)

第八条 通訳案内士試験は、毎年一回以上、国土交通大臣が行う。

(合格証書)

第九条 通訳案内士試験に合格した者には、当該試験に合格したことを証する証書を授与する。

(受験手数料)

第十条 通訳案内士試験を受けようとする者は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の受験手数料を納付しなければならない。

2 前項の規定により納付した受験手数料は、通訳案内士試験を受けなかった場合においても返還しない。

(試験事務の代行)

第十一条 国土交通大臣は、独立行政法人国際観光振興機構（以下「機構」という。）に、通訳案内士試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

2 (略)

3 機構が試験事務を行うときは、前条第一項の規定による受験手数料は、機構に納付するものとする。この場合において、納付された受験手数料は、機構の収入とする。

(試験事務の代行)

第五条の二 国土交通大臣は、独立行政法人国際観光振興機構（以下「機構」という。）に、第三条の試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

2 (略)

3 機構が試験事務を行うときは、前条第二項の規定による手数料は、機構に納付するものとする。この場合において、納付された手数料は、機構の収入とする。

(試験事務規程)

第十二条 (略)

2・3 (略)

(試験委員)

第十三条 機構は、試験事務を行う場合において、通訳案内士として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、通訳案内士試験委員(以下「試験委員」という。)に行わせなければならない。

2・4 (略)

(秘密保持義務等)

第十四条 (略)

2・3 (略)

(不正受験者の処分)

第十五条 国土交通大臣は、不正な手段により通訳案内士試験に合格しようとした者に対しては、その試験を停止し、又はその合格を無効とする。

2・3 (略)

(機構がした処分に係る審査請求)

第十六条 (略)

(試験の細目)

第十七条 この法律に定めるもののほか、通訳案内士試験に関し必要な事

(試験事務規程)

第五条の三 (略)

2・3 (略)

(試験委員)

第五条の四 機構は、試験事務を行う場合において、通訳案内業を営む者(以下「通訳案内業者」という。)として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、通訳案内業者試験委員(以下「試験委員」という。)に行わせなければならない。

2・4 (略)

(秘密保持義務等)

第五条の五 (略)

2・3 (略)

(不正受験者の処分)

第六条 国土交通大臣は、不正な手段により第三条の試験に合格しようとした者に対しては、その試験を停止し、又はその合格を無効とする。

2・3 (略)

(機構がした処分に係る審査請求)

第六条の二 (略)

項は、国土交通省令で定める。

第三章 登録

(登録)

第十八条 通訳案内士となる資格を有する者が通訳案内士となるには、通訳案内士登録簿に、氏名、生年月日、住所その他国土交通省令で定める事項の登録を受けなければならない。

(通訳案内士登録簿)

第十九条 通訳案内士登録簿は、都道府県に備える。

(登録の申請)

第二十条 第十八条の登録を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、登録申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の登録申請書には、通訳案内士となる資格を有することを証する書類を添付しなければならない。

(登録の拒否)

第二十一条 都道府県知事は、前条第一項の規定による登録の申請をした者(以下「申請者」という。)が通訳案内士となる資格を有せず、又は心身の障害により通訳案内士の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるものに該当すると認めるときは、その登録を拒否しなければならない。

2 都道府県知事は、申請者が前項に規定する国土交通省令で定める者に該当することを理由にその登録を拒否しようとするときは、あらかじめ

、申請者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、当該都道府県知事の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

(通訳案内士登録証)

第二十二條 都道府県知事は、通訳案内士の登録をしたときは、申請者に第十八条に規定する事項を記載した通訳案内士登録証(以下「登録証」という。)を交付する。

(登録事項の変更の届出等)

第二十三條 通訳案内士は、登録を受けた事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 通訳案内士は、前項の規定による届出をするときは、当該届出に登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

(登録証の再交付)

第二十四條 通訳案内士は、登録証を亡失し、又は著しく損じたときは、直ちに都道府県知事にその再交付を申請しなければならない。

(免許証の交付)

第七條 都道府県知事は、第三条の免許を与えたときは、免許証を交付しなければならない。

第八條 削除

(免許証の再交付等)

第九條 通訳案内業者は、免許証を亡失し、若しくは著しく損じたとき、又は免許証の記載事項に変更を生じたときは、直ちに都道府県知事にその再交付又は書換えを申請しなければならない。

第十條 削除

(登録の抹消)

第二十五条 通訳案内士が次の各号のいずれかに該当する場合には、都道府県知事は、その登録を抹消しなければならない。

- 一 その業務を廃止したとき。
- 二 死亡したとき。
- 三 第四条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- 四 偽りその他不正の手段により通訳案内士の登録を受けたことが判明したとき。

2 | 通訳案内士が前項第一号から第三号までの規定のいずれかに該当することとなつたときは、その者又は相続人は、遅滞なく、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

第二十六条 通訳案内士が第二十一条第一項に規定する国土交通省令で定める者に該当するに至つた場合には、都道府県知事は、その登録を抹消することができる。

(通訳案内士登録簿の閲覧)

第二十七条 都道府県知事は、通訳案内士登録簿を公衆の閲覧に供しなればならない。

(登録の細目)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、通訳案内士の登録に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(免許の申請手続等)

第十一条 第三条から前条までに規定するもののほか、免許の申請、第三条の試験並びに免許証の交付、書換え、再交付及び返納について必要な事項は、国土交通省令で定める。

第四章 通訳案内士の業務

(登録証の提示等)

第二十九条 通訳案内士は、その業務を行う前に、通訳案内を受ける者に対して、登録証を提示しなければならない。

2 通訳案内士は、その業務を行っている間は、登録証を携帯し、国若しくは地方公共団体の職員又は通訳案内を受ける者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 国又は地方公共団体の職員が前項の請求をするには、その身分を示す証明書を携帯し、通訳案内士の要求があるときは、これを示さなければならない。

(禁止行為)

第三十条 通訳案内士は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 通訳案内を受ける者のためにする物品の購買その他のあつせんについて、販売業者その他の関係者に対し金品を要求すること。
- 二 通訳案内を受けることを強要すること。
- 三 登録証を他人に貸与すること。

第三十一条 通訳案内士は、前条に規定するもののほか、通訳案内士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

(知識及び能力の維持向上)

第三十二条 通訳案内士は、第三十五条第一項の規定により届出をした団

(免許証の携帯)

第十二条 通訳案内業者は、就業中免許証を携帯し、当該官吏職員又は通訳案内を受ける者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

2 当該官吏職員が前項の請求をするには、その身分を示す証票を携帯し、通訳案内業者の要求があるときは、これを示さなければならない。

(禁止行為)

第十三条 通訳案内業者は、左の行為をしてはならない。

- 一 通訳案内を受ける者のためにする物品の購買その他のあつせんについて、販売業者その他の関係者に対し金品を要求すること。
- 二 通訳案内を強要すること。
- 三 免許証を他人に貸与すること。

体が同条第二項の規定に基づき実施する研修を受けること等により、通訳案内士として必要な知識及び能力の維持向上に努めなければならない。

2 国土交通大臣及び都道府県知事は、通訳案内士として必要な知識及び能力の維持向上を図るため、必要に応じ、講習の実施、資料の提供その他の措置を講ずるものとする。

(懲戒)

第三十三条 通訳案内士がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、都道府県知事は、次に掲げる処分をすることができる。

- 一 戒告
- 二 一年以内の業務の停止
- 三 業務の禁止

2 都道府県知事は、前項第一号又は第二号に掲げる処分をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第一項各号に掲げる処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(報告)

第三十四条 都道府県知事は、通訳案内士の業務の適正な実施を確保する

(免許の取消し等)

第十四条 通訳案内業者が次の各号のいずれかに該当するときは、都道府県知事は、その免許を取り消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができる。

- 一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられたとき。
- 二 第四条の二に規定する国土交通省令で定める者となつたとき。
- 三 前条の規定に違反したとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、その業務に関して不正な行為をしたとき。

2 都道府県知事は、前項の規定による営業の停止の命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第一項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

ため必要があると認めるときは、通訳案内士に対し、その業務に関し必要な報告を求めることができる。

第五章 雑則

(通訳案内士の団体)

第三十五条 通訳案内士の品位の保持及び資質の向上を図り、併せて通訳案内に関する業務の進歩改善を図ることを目的とする団体は、国土交通大臣に対して、国土交通省令で定める事項を届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした団体は、一定の課程を定め、通訳案内士に対する研修を実施しなければならない。

3 国土交通大臣は、通訳案内の適正な実施を確保するため必要があるときは、第一項の規定による届出をした団体に対し、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができる。

(通訳案内士でない者の業務の制限)

第三十六条 通訳案内士でない者は、報酬を得て、通訳案内を業として行つてはならない。

(名称の使用制限)

第三十七条 通訳案内士でない者は、通訳案内士又はこれに類似する名称を用いてはならない。

(経過措置)

第三十八条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる

範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第六章 罰則

第三十九条 第十四条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 偽りその他不正の手段により通訳案内士の登録を受けた者
- 二 第三十三条第一項の規定による業務の停止の処分に違反した者
- 三 第三十六条の規定に違反した者

第四十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十条の規定に違反した者
- 二 第三十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第三十七条の規定に違反した者

第四十二条 第三十五条第一項の団体が同項の規定による届出を怠り、又

（団体の届出）

第十五条 通訳案内業者の団体は、国土交通省令の定めるところにより、国土交通大臣に対し、その成立又は解散の届出をしなければならない。

（罰則）

第十六条 第五条の五第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

は虚偽の届出をしたときは、その団体の代表者又は管理者を三十万円以下の過料に処する。

第四十三条 第二十九条第一項又は第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

第十七条 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第三条の免許を有しないで通訳案内業を営んだ者

二 第十四条の規定による営業の停止の処分に違反して通訳案内業を営んだ者

第十八条 第十三条の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

第十九条 第十二条第一項の規定に違反した者は、千円以下の過料に処する。

2 通訳案内業者の団体が第十五条の規定による届出を怠り、又は虚偽の届出をしたときは、その団体の代表者又は管理者を千円以下の過料に処する。

改 正 案

現 行

外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に
関する法律

外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に
関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 基本方針、外客来訪促進計画及び地域観光振興計画（第三条
第五条）

第三章 地域観光振興事業の促進

第一節 地域観光振興事業計画の認定等（第六条 第十三条）

第二節 地域観光振興計画の作成等の提案（第十四条 第十六条）

第四章 旅行に要する費用の低廉化（第十七条・第十八条）

第五章 外国人観光旅客に対する接遇の向上（第十九条）

第六章 雑則（第二十条 第二十五条）

第七章 罰則（第二十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、外国人観光旅客の来訪を促進することが、我が国固有の文化、歴史等に関する理解及び外国人観光旅客と地域住民との交流を深めることによる我が国に対する理解の増進に資することにかんがみ

（目的）

第一条 この法律は、外国人観光旅客が集中する地域以外の地域への外国人観光旅客の来訪を促進することが、我が国固有の文化、歴史等に関する理解及び外国人観光旅客と地域住民との交流を深めることによる我が

、外客来訪促進地域の整備及び海外における宣伝、地域における創意工夫を生かした観光の振興に関する活動の促進、外国人観光旅客の国内における交通、宿泊その他の旅行に要する費用の低廉化、通訳案内その他の外国人観光旅客に対する接遇の向上等の外国人観光旅客の来訪地域の整備等を促進するための措置を講ずることにより、国際観光の振興を図り、もって国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 (略)

2 (略)

3| この法律において「地域観光振興事業」とは、第七条第一項の認定構想推進事業者が、単独で又は他の者と共同して実施する外国人観光旅客の来訪の促進に資する事業であつて、次に掲げるものをいう。

- 一| 外国人観光旅客の観光の魅力の増進に資する教養文化施設その他の外国人観光旅客の来訪の促進に資する施設で、国土交通省令で定めるものの整備及び運営に関する事業
- 二| 外国人観光旅客の観光に適する催しに関する事業
- 三| 外国人観光旅客の利便の増進を図るための運送事業
- 四| 外国人観光旅客の来訪を促進するための宣伝に関する事業
- 五| 外国人観光旅客に対する接遇の向上に関する事業
- 六| その他外国人観光旅客の来訪の促進に資する事業

第二章 基本方針、外客来訪促進計画及び地域観光振興計画

(基本方針)

第三条 国土交通大臣は、外国人観光旅客の来訪地域の整備等を促進する

国に対する理解の増進に資することにかんがみ、外客来訪促進地域の整備及び海外における宣伝、外国人観光旅客の国内における交通、宿泊その他の旅行に要する費用の低廉化、通訳案内その他の外国人観光旅客に対する接遇の向上等の外国人観光旅客の来訪地域の多様化を促進するための措置を講ずることにより、国際観光の振興を図り、もって国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 (略)

2 (略)

(基本方針)

第三条 国土交通大臣は、外国人観光旅客の来訪地域の多様化を促進する

ための措置を講ずることによる国際観光の振興に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 外国人観光旅客の来訪地域の整備等を促進するための措置を講ずることによる国際観光の振興に関する基本的な事項

二（略）

三 地域観光振興事業の実施について指針となるべき事項

四・五（略）

六 その他外国人観光旅客の来訪地域の整備等を促進するための措置を講ずることによる国際観光の振興に関する重要事項

3・4（略）

（地域観光振興計画）

第五条 その区域の全部又は一部が前条第三項（同条第六項後段において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣が同意した外客来訪促進計画に係る外客来訪促進地域の区域内にある市町村（以下単に「市町村」という。）は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、次に掲げる事項について、当該市町村への外国人観光旅客の来訪の促進に資する観光の振興に関する計画（以下「地域観光振興計画」という。）を定めることができる。

一 地域観光振興計画の区域（以下「振興地域」という。）

二 振興地域における外国人観光旅客の来訪の促進に資する観光の振興に関する基本的な方針

三 振興地域における外国人観光旅客の来訪の促進に資する観光の振興の目標

四 振興地域における地域観光振興事業に関する基本的な事項

ための措置を講ずることによる国際観光の振興に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 外国人観光旅客の来訪地域の多様化を促進するための措置を講ずることによる国際観光の振興に関する基本的な事項

二（略）

三・四（略）

五 その他外国人観光旅客の来訪地域の多様化を促進するための措置を講ずることによる国際観光の振興に関する重要事項

3・4（略）

（国の援助等）

第五条 国及び地方公共団体は、外客来訪促進計画の達成に資するため、外客来訪促進計画の実施に必要な事業を行う者に対する必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

2 地方公共団体が外客来訪促進計画を達成するために行う事業に要する費用に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮を要するものとする。

五 | その他振興地域における外国人観光旅客の来訪の促進に資する観光の振興に関する事項

2 | 市町村は、地域観光振興計画を定めようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。

3 | 国土交通大臣は、市町村の求めに応じ、地域観光振興計画の作成に関し、必要な助言を行うよう努めるものとする。

4 | 市町村は、地域観光振興計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、国土交通大臣にその写しを送付しなければならない。

5 | 前三項の規定は、地域観光振興計画の変更について準用する。

第三章 地域観光振興事業の促進

第一節 地域観光振興事業計画の認定等

(地域観光振興事業構想の認定)

第六条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他地域観光振興事業の推進を図るのにふさわしい者として国土交通省令で定める者は、地域観光振興計画に記載された地域観光振興事業に関する総合的かつ基本的な構想（以下「地域観光振興事業構想」という。）を作成し、これを市町村に提出して、当該地域観光振興事業構想が適当である旨の認定を申請することができる。

2 | 地域観光振興事業構想には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
い。

一 | 振興地域における地域観光振興事業の概要

二 | 前号の事業を実施することにより期待される効果

- 3 市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その地域観光振興事業構想が地域観光振興計画の内容に照らして適切なものであり、かつ、当該地域観光振興事業構想に係る事業が実施可能であると認めるときは、その認定をするものとする。
- 4 市町村は、前項の規定による認定を行ったときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

(地域観光振興事業構想の変更等)

- 第七条 前条第三項の規定による地域観光振興事業構想の認定を受けた者(以下「認定構想推進事業者」という。)は、当該認定に係る地域観光振興事業構想を変更しようとするときは、市町村の認定を受けなければならない。

- 2 市町村は、認定構想推進事業者が作成した当該認定に係る地域観光振興事業構想(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次条第一項において「認定地域観光振興事業構想」という。)に係る事業が、経済事情の変動その他情勢の推移により実施可能でなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

- 3 前条第三項及び第四項の規定は第一項の場合について、同条第四項の規定は前項の場合について準用する。

(地域観光振興事業計画の認定)

- 第八条 認定構想推進事業者は、単独で又は他の者と共同して、認定地域観光振興事業構想に記載されている地域観光振興事業に関する計画(以下「地域観光振興事業計画」という。)を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができる。

- 2 前項の認定の申請は、市町村を経由して行わなければならない。この

場合において、市町村は、当該地域観光振興事業計画を検討し、意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。

3| 地域観光振興事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
い。

一| 地域観光振興事業の目標及び内容

二| 地域観光振興事業の実施時期

三| 地域観光振興事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法

4| 国土交通大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その地域観光振興事業計画が基本方針のうち第三条第二項第三号の指針となすべき事項の内容に照らして適切なものであること、当該地域観光振興事業計画に係る地域観光振興事業が確実に実施される見込みがあることその他国土交通省令で定める要件に該当すると認めるときは、その認定をするものとする。

5| 国土交通大臣は、前項の規定による認定を行ったときは、関係都道府県に対して、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(地域観光振興事業計画の変更等)

第九条 前条第四項の規定による地域観光振興事業計画の認定を受けた者(以下「認定地域観光振興事業者」という。)は、当該認定に係る地域観光振興事業計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

2| 国土交通大臣は、認定地域観光振興事業者が作成した当該認定に係る地域観光振興事業計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定地域観光振興事業計画」という。)に従つて地域観光振興事業が実施されていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第二項、第四項及び第五項の規定は第一項の場合について、同条第五項の規定は前項の場合について準用する。

(道路運送法の特例)

第十条 地域観光振興事業を実施しようとする者であつて道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を経営するものが、外国人観光旅客の利便の増進を図るために実施する運送事業であつて国土交通省令で定めるものに関する事項が記載された地域観光振興事業計画について、第八条第四項の認定(前条第一項に規定する変更の認定を含む。以下同じ。)を受けた場合において、認定地域観光振興事業計画に従つて当該運送事業を行うに当たり、同法第十五条第一項の認可を受けなければならないとき又は同条第三項若しくは同法第十五条の三第二項の届出を行わなければならないときは、これらの規定にかかわらず、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。

(海上運送法の特例)

第十一条 地域観光振興事業を実施しようとする者が、外国人観光旅客の利便の増進を図るために実施する海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)第十九条の五第一項に規定する人の運送をする貨物定期航路事業又は同法第二十条第二項に規定する人の運送をする不定期航路事業であつて国土交通省令で定めるものに関する事項が記載された地域観光振興事業計画について、第八条第四項の認定を受けた場合において、認定地域観光振興事業計画に従つて当該運送事業を行うに当たり、同法第十九条の五第一項又は第二十条第二項の届出を行わなければならないときは、これらの規定による届出をしたものとみなす。

2 地域観光振興事業を実施しようとする者であつて海上運送法第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業を営むものが、外国人観光旅客の利便の増進を図るために実施する運送事業であつて国土交通省令で定めるものに関する事項が記載された地域観光振興事業計画について、第八条第四項の認定を受けた場合において、認定地域観光振興事業計画に従つて当該運送事業を行うに当たり、同法第十一条の二第一項の届出を行わなければならないとき又は同条第二項の認可を受けなければならないときは、これらの規定にかかわらず、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

(地方債の特例)

第十二条 市町村が、認定地域観光振興事業者のうち総務省令で定めるものが認定地域観光振興事業計画に従つて行おうとする総務省令で定める施設の設置又は当該施設の用に供する土地の取得若しくは造成に係る経費について出資、補助その他の助成を行おうとする場合において、当該助成に要する経費であつて地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条各号に規定する経費に該当しないものは、同条第五号に規定する経費とみなす。

(報告の徴収)

第十三条 国土交通大臣は、認定地域観光振興事業者に対し、地域観光振興事業の実施状況について報告を求めることができる。

第二節 地域観光振興計画の作成等の提案

(地域観光振興事業構想を作成しようとする者による地域観光振興計画

の作成等の提案)

第十四条 民法第三十四条の規定により設立された法人、特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他地域観光振興事業の推進を図るのにふさわしい者として国土交通省令で定める者であつて、地域観光振興事業構想を作成し、又は変更しようとするものは、国土交通省令で定めるところにより、市町村に対し、そのために必要な地域観光振興計画の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る地域観光振興計画の素案を添えなければならぬ。

(計画提案に対する市町村の判断等)

第十五条 市町村は、前条の規定による提案(以下「計画提案」という。)が行われたときは、遅滞なく、計画提案を踏まえて地域観光振興計画の作成又は変更をする必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。

(地域観光振興計画の作成等をしなない場合にとるべき措置)

第十六条 市町村は、計画提案が行われた場合において、地域観光振興計画の作成又は変更をする必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした者に通知しなければならない。

第四章 旅行に要する費用の低廉化

(海外における宣伝等の措置)

(共通乗車船券)

第十七条 (略)

2 前項の届出をした者は、鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第十六条第三項後段若しくは第三十六条、軌道法(大正十年法律第七十六号)第十一条第二項、道路運送法第九条第三項後段、海上運送法第八条第一項後段(同法第二十三条において準用する場合を含む。)又は航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第一百五十五条第一項後段の規定による届出をしたものとみなす。

(旅行に要する費用の低廉化に資するための措置)

第十八条 独立行政法人国際観光振興機構(以下「機構」という。)は、外国人観光旅客の国内における交通、宿泊その他の旅行に要する費用の低廉化に資するため、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

一・二 (略)

第六条 独立行政法人国際観光振興機構(以下「機構」という。)は、外国人観光旅客の来訪地域の多様化を促進するため、外客来訪促進計画に係る外客来訪促進地域について、海外における宣伝を行うほか、これに関連して関係地方公共団体が行う海外における宣伝に関する助言その他の措置を講ずるとともに、必要に応じて、その他の地域の海外における宣伝を行うよう努めなければならない。

(共通乗車船券)

第七条 (略)

2 前項の届出をした者は、鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第十六条第三項後段若しくは第三十六条、軌道法(大正十年法律第七十六号)第十一条第二項、道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第九条第三項後段、海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)第八条第一項後段(同法第二十三条において準用する場合を含む。)又は航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第一百五十五条第一項後段の規定による届出をしたものとみなす。

3 第一項に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、地方運輸局長に委任することができる。

(旅行に要する費用の低廉化に資するための措置)

第八条 機構は、外国人観光旅客の国内における交通、宿泊その他の旅行に要する費用の低廉化に資するため、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

一・二 (略)

第五章 外国人観光旅客に対する接遇の向上

第十九条 (略)

第六章 雑則

(国の援助等)

第二十条 国及び地方公共団体は、外客来訪促進計画又は地域観光振興計画の達成に資するため、これらの計画の実施に必要な事業を行う者に対する必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

2 地方公共団体が外客来訪促進計画又は地域観光振興計画を達成するために行う事業に要する費用に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(海外における宣伝等の措置)

第二十一条 機構は、外国人観光旅客の来訪地域の整備等を促進するため、外客来訪促進計画に係る外客来訪促進地域について、海外における宣伝を行うほか、これに関連して関係地方公共団体が行う海外における宣伝に関する助言その他の措置を講ずるとともに、必要に応じて、その他の地域の海外における宣伝を行うよう努めなければならない。

(関係者の協力)

第二十二条 国土交通大臣、機構、関係地方公共団体、関係団体及び関係事業者は、外国人観光旅客の来訪地域の整備等を促進するため、外客来

(接遇の向上を図るための措置)

第九条 (略)

(関係者の協力)

第十条 国土交通大臣、機構、関係地方公共団体、関係団体及び関係事業者は、外国人観光旅客の来訪地域の多様化を促進するため、外客来訪促

訪促進地域の整備及び海外における宣伝、地域における創意工夫を生かした観光の振興に関する活動の促進、国内における交通、宿泊その他の旅行に要する費用の低廉化並びに通訳案内その他の接遇の向上に関し相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(権限の委任)

第二十三条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方運輸局長に委任することができる。

(国土交通省令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、国土交通省令で定める。

(経過措置)

第二十五条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第七章 罰則

第二十六条 第十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

2| 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者

進地域の整備及び海外における宣伝、国内における交通、宿泊その他の旅行に要する費用の低廉化並びに通訳案内その他の接遇の向上に関し相互に連携を図りながら協力しなければならない。

を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

改 正 案

現 行

目次

第一章～第四章（略）

第五章 外国人観光旅客に対する接遇の向上

第一節 公共交通事業者等が講ずべき措置（第十九条 第二十二条）

第二節 地域限定通訳案内士（第二十三条 第三十六条）

第三節 独立行政法人国際観光振興機構が講ずべき措置（第三十七条）

）

第六章 雑則（第三十八条 第四十三条）

第七章 罰則（第四十四条 第五十条）

附則

（定義）

第二条（略）

2・3（略）

4 この法律において「公共交通事業者等」とは、次に掲げる者をいう。

一 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者（旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。）

二 軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道経営者（旅客の運送を行うものに限る。）

三 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）による一般乗合旅客自動車運送事業者

目次

第一章～第四章（略）

第五章 外国人観光旅客に対する接遇の向上（第十九条）

第六章 雑則（第二十条 第二十五条）

第七章 罰則（第二十六条）

附則

（定義）

第二条（略）

2・3（略）

四 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）によるバスターミナル事業を営む者

五 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）による一般旅客定期航路事業（日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者が営む同法による対外旅客定期航路事業を除く。次項第四号において同じ。）を営む者

六 航空法（昭和二十七年法律第百三十一号）による本邦航空運送事業者（旅客の運送を行うものに限る。）

七 前各号に掲げる者以外の者で次項第一号、第四号又は第五号の旅客施設を設置し、又は管理するもの

5 | この法律において「旅客施設」とは、次に掲げる施設であつて、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。

一 鉄道事業法による鉄道施設

二 軌道法による軌道施設

三 自動車ターミナル法によるバスターミナル

四 海上運送法による輸送施設（船舶を除き、同法による一般旅客定期航路事業の用に供するものに限る。）

五 航空旅客ターミナル施設

6 | この法律において「車両等」とは、公共交通事業者等が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両、自動車、船舶及び航空機をいう。

（外客来訪促進計画）

第四条 都道府県は、単独で又は共同して、次に掲げる事項について、当該都道府県内の外客来訪促進地域への外国人観光旅客の来訪の促進に関する計画（以下「外客来訪促進計画」という。）を定めることができる

（外客来訪促進計画）

第四条 都道府県は、単独で又は共同して、次に掲げる事項について、当該都道府県内の外客来訪促進地域への外国人観光旅客の来訪の促進に関する計画（以下「外客来訪促進計画」という。）を定めることができる

一〇五 (略)

六 外客来訪促進地域の海外における宣伝の方針

七 外客来訪促進地域において地域限定通訳案内士の育成及び確保を図る場合にあつては、地域限定通訳案内士試験の実施に関する事項その他必要な事項

八 その他外客来訪促進地域への外国人観光旅客の来訪の促進に関する事項

2 (略)

3 国土交通大臣は、外客来訪促進計画が次の各号に該当するものであると認めるときは、同意をするものとする。

一〇四 (略)

五 地域限定通訳案内士試験の実施に関する事項が定められた場合にあつては、次に掲げる要件に該当するものであること。

イ 当該地域限定通訳案内士試験が行われる都道府県内の計画地域が、地域固有の観光の魅力についての通訳案内(通訳案内士法(昭和二十四年法律第二百十号)第二条に規定する通訳案内をいう。以下同じ。)に対する外国人観光旅客の需要に応ずるに足りる適当な通訳案内士が不足しているため、地域限定通訳案内士の育成及び確保を図る必要があると認められる地域であること。

ロ 当該地域限定通訳案内士試験が、円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

六 (略)

4〇6 (略)

一〇五 (略)

六 外客来訪促進地域の海外における宣伝の方針その他外客来訪促進地域への外国人観光旅客の来訪の促進に関する事項

2 (略)

3 国土交通大臣は、外客来訪促進計画が次の各号に該当するものであると認めるときは、同意をするものとする。

一〇四 (略)

五 (略)

4〇6 (略)

(地域観光振興計画)

第五条 その区域の全部又は一部が前条第三項(同条第六項後段において準用する場合を含む。第二十六条第二項において同じ。)の規定により国土交通大臣が同意した外客来訪促進計画に係る外客来訪促進地域の区域内にある市町村(以下単に「市町村」という。)は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、次に掲げる事項について、当該市町村への外国人観光旅客の来訪の促進に資する観光の振興に関する計画(以下「地域観光振興計画」という。)を定めることができる。

一 五 (略)

2 5 (略)

(道路運送法の特例)

第十条 地域観光振興事業を実施しようとする者であつて道路運送法第三十条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営営するものが、外国人観光旅客の利便の増進を図るために実施する運送事業であつて国土交通省令で定めるものに関する事項が記載された地域観光振興事業計画について、第八条第四項の認定(前条第一項に規定する変更の認定を含む。以下同じ。)を受けた場合において、認定地域観光振興事業計画に従つて当該運送事業を行うに当たり、同法第十五条第一項の認可を受けなければならないとき又は同条第三項若しくは同法第十五条の三第二項の届出を行わなければならないときは、これらの規定にかかわらず、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

(海上運送法の特例)

第十一条 地域観光振興事業を実施しようとする者が、外国人観光旅客の

(地域観光振興計画)

第五条 その区域の全部又は一部が前条第三項(同条第六項後段において準用する場合を含む。)の規定により国土交通大臣が同意した外客来訪促進計画に係る外客来訪促進地域の区域内にある市町村(以下単に「市町村」という。)は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、次に掲げる事項について、当該市町村への外国人観光旅客の来訪の促進に資する観光の振興に関する計画(以下「地域観光振興計画」という。)を定めることができる。

一 五 (略)

2 5

(道路運送法の特例)

第十条 地域観光振興事業を実施しようとする者であつて道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営営するものが、外国人観光旅客の利便の増進を図るために実施する運送事業であつて国土交通省令で定めるものに関する事項が記載された地域観光振興事業計画について、第八条第四項の認定(前条第一項に規定する変更の認定を含む。以下同じ。)を受けた場合において、認定地域観光振興事業計画に従つて当該運送事業を行うに当たり、同法第十五条第一項の認可を受けなければならないとき又は同条第三項若しくは同法第十五条の三第二項の届出を行わなければならないときは、これらの規定にかかわらず、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

(海上運送法の特例)

第十一条 地域観光振興事業を実施しようとする者が、外国人観光旅客の

利便の増進を図るために実施する海上運送法第十九条の五第一項に規定する人の運送をする貨物定期航路事業又は同法第二十条第二項に規定する人の運送をする不定期航路事業であつて国土交通省令で定めるものに関する事項が記載された地域観光振興事業計画について、第八条第四項の認定を受けた場合において、認定地域観光振興事業計画に従つて当該運送事業を行うに当たり、同法第十九条の五第一項又は第二十条第二項の届出を行わなければならないときは、これらの規定による届出をしたものとみなす。

2 (略)

(共通乗車船券)

第十七条 (略)

2 前項の届出をした者は、鉄道事業法第十六条第三項後段若しくは第三十六条、軌道法第十一条第二項、道路運送法第九条第三項後段、海上運送法第八条第一項後段(同法第二十三条において準用する場合を含む)。

又は航空法第一百五十一条後段の規定による届出をしたものとみなす。

第五章 外国人観光旅客に対する接遇の向上

第一節 公共交通事業者等が講ずべき措置

(外国語等による情報の提供の促進)

第十九条 公共交通事業者等は、国土交通大臣が定める基準に従い、その事業の用に供する旅客施設及び車両等について、外国人観光旅客が公共交通機関を円滑に利用するために必要と認められる外国語等による情報

利便の増進を図るために実施する海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)第十九条の五第一項に規定する人の運送をする貨物定期航路事業又は同法第二十条第二項に規定する人の運送をする不定期航路事業であつて国土交通省令で定めるものに関する事項が記載された地域観光振興事業計画について、第八条第四項の認定を受けた場合において、認定地域観光振興事業計画に従つて当該運送事業を行うに当たり、同法第十九条の五第一項又は第二十条第二項の届出を行わなければならないときは、これらの規定による届出をしたものとみなす。

2 (略)

(共通乗車船券)

第十七条 (略)

2 前項の届出をした者は、鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第十六条第三項後段若しくは第三十六条、軌道法(大正十年法律第七十六号)第十一条第二項、道路運送法第九条第三項後段、海上運送法第八条第一項後段(同法第二十三条において準用する場合を含む)又は航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第一百五十一条後段の規定による届出をしたものとみなす。

第五章 外国人観光旅客に対する接遇の向上

の提供を促進するための措置（以下「情報提供促進措置」という。）を講ずるよう努めなければならない。

（情報提供促進措置を講ずべき区間の指定）

第二十条 国土交通大臣は、公共交通事業者等の事業に係る路線又は航路について、外国人観光旅客の円滑な利用を確保するため、外国語等による情報の提供の促進を図ることが特に必要であると認めるときは、多数の外国人観光旅客が利用する区間又は外国人観光旅客の利用の増加が見込まれる区間であつて、国土交通省令で定める要件に該当するものを情報提供促進措置を講ずべき区間として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、告示によつて行う。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、関係する公共交通事業者等の意見を聴くものとする。

4 前二項の規定は、第一項の規定により指定された区間の指定の解除及びその区間の変更について準用する。

（情報提供促進措置の実施）

第二十一条 前条第一項の規定により指定された区間において事業を営んでいる公共交通事業者等は、単独で又は共同して、その指定された区間において事業の用に供する旅客施設及び車両等に係る情報提供促進措置を実施するための計画（次項において「情報提供促進実施計画」という。）を作成し、これに基づき、当該情報提供促進措置を実施しなければならない。

2 情報提供促進実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 情報提供促進措置の対象となる旅客施設又は車両等

二 情報提供促進措置の内容

三 情報提供促進措置の実施予定期間

- 3 公共交通事業者等は、第一項の計画を作成したときは、遅滞なく、これを国土交通大臣に提出しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(情報提供促進措置の実施に係る勧告等)

- 第二十二條 国土交通大臣は、公共交通事業者等が前条第一項の規定による情報提供促進措置を実施していないと認めるときは、当該公共交通事業者等に対し、当該情報提供促進措置を実施すべきことを勧告することができる。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第二節 地域限定通訳案内士

(地域限定通訳案内士の業務等)

- 第二十三條 地域限定通訳案内士は、その資格を得た都道府県の区域において、報酬を得て、通訳案内を行うことを業とする。

- 2 地域限定通訳案内士については、通訳案内士法の規定を適用せず、この法律の定めるところによる。

(地域限定通訳案内士となる資格)

- 第二十四條 地域限定通訳案内士試験に合格した者は、当該地域限定通訳案内士試験が行われた都道府県の区域において、地域限定通訳案内士と

なる資格を有する。

(地域限定通訳案内士の欠格事由)

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、地域限定通訳案内士となる資格を有しない。

一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わりに、又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの

二 第三十六条第三項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

三 通訳案内士法第三十三条第一項の規定により通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

(地域限定通訳案内士試験)

第二十六条 地域限定通訳案内士試験は、地域限定通訳案内士として必要な知識及び能力を有するかどうかを判定することを目的とする試験とする。

2 地域限定通訳案内士試験は、都道府県知事が、当該都道府県における地域限定通訳案内士試験の実施に関する事項を含む外客来訪促進計画について第四条第三項の規定により国土交通大臣が同意した場合に限り、次条から第三十三条まで及び第三十六条第一項の規定並びに国土交通大臣の定める基準に基づき、これを行う。

(試験の方法及び内容)

第二十七条 地域限定通訳案内士試験は、筆記及び口述の方法により行う。

2 筆記試験は、次に掲げる科目について行う。

一 外国語

二 当該都道府県の区域に係る地理

三 当該都道府県の区域に係る歴史

四 当該都道府県の区域に係る産業、経済、政治及び文化

3 口述試験は、筆記試験に合格した者につき、当該都道府県の区域における通訳案内の実務について行う。

(試験事務の代行)

第二十八条 都道府県知事は、国土交通省令で定めるところにより、民法第三十四条の規定により設立された法人であつて、地域限定通訳案内士試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を適正かつ確実に実施することができるものと認められるものとして当該都道府県知事が指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、試験事務の全部又は一部を行わせることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により指定試験機関に試験事務の全部又は一部を行わせることとしたときは、当該試験事務の全部又は一部を行わないものとする。

3 都道府県は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百二十七条の規定に基づき地域限定通訳案内士試験に係る手数料を徴収する場合においては、第一項の規定により指定試験機関が行う地域限定通訳案内士試験を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料の全部又は一部を当該指定試験機関へ納めさせ、その収入とすることができる。

(役員の選任及び解任)

第二十九条 指定試験機関の役員の選任及び解任は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 都道府県知事は、指定試験機関の役員が、この法律（この法律に基づく命令又は処分を含む。）若しくは第三十六条第一項において準用する通訳案内士法第十二条第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適當な行為をしたときは、当該指定試験機関に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

(事業計画等)

第三十条 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、都道府県知事の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

(監督命令)

第三十一条 都道府県知事は、試験事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び立入検査)

第三十二条 都道府県知事は、試験事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、指定試験機関に対し、報告を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは指定試験機関の事務所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させ

ることができる。

2 前項の規定による質問又は立入検査を行う場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(試験の細目)

第三十二条 この法律に定めるもののほか、指定試験機関その他地域限定通訳案内士試験に関し必要な事項は、政令で定める。

(資格を得た都道府県の区域以外における業務の制限)

第三十四条 地域限定通訳案内士は、その資格を得た都道府県の区域以外において、報酬を得て、通訳案内を業として行つてはならない。

(名称表示の場合の義務)

第三十五条 地域限定通訳案内士は、その業務に関して地域限定通訳案内士の名称を表示するときは、その資格を得た都道府県の名称を明示してするものとし、当該都道府県以外の地域の名称を表示してはならない。

(通訳案内士法の準用)

第三十六条 通訳案内士法第七条、第九条並びに第十五条第一項及び第二項の規定は地域限定通訳案内士試験について、同法第十二条、第十三条、第十四条第一項及び第二項、第十五条第三項並びに第十六条の規定は指定試験機関について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「国土交通大臣」とあるのは、「都道府県知事」と、同法第十二

条第一項中「試験事務の開始前」とあるのは「外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律（以下「外客来訪促進法」という。）第二十八条第一項に規定する試験事務（以下単に「試験事務」という。）の開始前」と、同法第十三条第一項中「通訳案内士として」とあるのは「地域限定通訳案内士として」と、「通訳案内士試験委員」とあるのは「地域限定通訳案内士試験委員」と、同法第四項中「この法律（この法律」とあるのは「外客来訪促進法（外客来訪促進法」と読み替えるものとする。

2 | 通訳案内士法第三章の規定は、地域限定通訳案内士の登録について準用する。この場合において、同法第十八条、第十九条（見出しを含む。）及び第二十七条（見出しを含む。）中「通訳案内士登録簿」とあるのは「地域限定通訳案内士登録簿」と、同法第二十条第一項及び第二十二條中「第十八条」とあるのは「外客来訪促進法第三十六条第二項において準用する第十八条」と、同法第二十二条（見出しを含む。）中「通訳案内士登録証」とあるのは「地域限定通訳案内士登録証」と、同法第二十五条第一項第三号中「第四条各号」とあるのは「外客来訪促進法第二十五条各号」と、同法第二十六条中「第二十一条第一項」とあるのは「外客来訪促進法第三十六条第二項において準用する第二十一条第一項」と読み替えるものとする。

3 | 通訳案内士法第四章の規定は、地域限定通訳案内士の業務について準用する。この場合において、同法第三十二条第一項中「第三十五条第一項」とあるのは「外客来訪促進法第三十六条第四項において準用する第三十五条第一項」と、同法第三十三条第一項中「この法律又はこの法律」とあるのは「外客来訪促進法又は外客来訪促進法」と読み替えるものとする。

4 | 通訳案内士法第三十五条の規定は、地域限定通訳案内士の団体につい

て準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「国土交通大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

第三節 独立行政法人国際観光振興機構が講ずべき措置

第三十七条 (略)

第六章 雑則

(国の援助等)

第三十八条 (略)

2 (略)

(海外における宣伝等の措置)

第三十九条 (略)

(関係者の協力)

第四十条 (略)

(権限の委任)

第四十一条 (略)

(国土交通省令への委任)

第四十二条 (略)

(経過措置)

第十九条 (略)

第六章 雑則

(国の援助等)

第二十条 (略)

2 (略)

(海外における宣伝等の措置)

第二十一条 (略)

(関係者の協力)

第二十二条 (略)

(権限の委任)

第二十三条 (略)

(国土交通省令への委任)

第二十四条 (略)

(経過措置)

第四十二条 (略)

第七章 罰則

第四十四条 第三十六条第一項において準用する通訳案内士法第十四条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十四条の規定に違反した者
- 二 偽りその他不正の手段により地域限定通訳案内士の登録を受けた者
- 三 第三十六条第三項において準用する通訳案内士法第三十二条第一項の規定による業務の停止の処分違反した者

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十五条の規定に違反した者
- 二 第三十六条第三項において準用する通訳案内士法第三十条の規定に違反した者
- 三 第三十六条第三項において準用する通訳案内士法第三十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第四十七条 (略)

2 (略)

第二十五条 (略)

第七章 罰則

第二十六条 (略)

2 (略)

第四十八条 第三十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第四十九条 第三十六条第四項において準用する通訳案内士法第三十五条第一項の団体が同項の規定による届出を怠り、又は虚偽の届出をしたときは、その団体の代表者又は管理者を三十万円以下の過料に処する。

第五十条 第三十六条第三項において準用する通訳案内士法第二十九条第一項又は第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

改 正 案

現 行

別表第一（第三十条の七関係）

別表第一（第三十条の七関係）

提供を受ける国の機関又は法人 一〇百五（略）	事 務
百六 削除	
百七〇百二十（略）	（略）

提供を受ける国の機関又は法人 一〇百五（略）	事 務
百六 国土交通省又は地域伝統 芸能等を活用した行事の実施 による観光及び特定地域商工 業の振興に関する法律（平成 四年法律第八十八号）第十二 条第一項に規定する指定認定 機関	地域伝統芸能等を活用した行事の実施 による観光及び特定地域商工業の振興 に関する法律による地域伝統芸能等通 訳案内業の認定の実施に関する事務で あつて総務省令で定めるもの
百七〇百二十（略）	（略）

別表第五（第三十条の八関係）

別表第五（第三十条の八関係）

一〇二十五（略）
二十六 通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号。外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）において準用する場合を含む。）による通訳案内士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十七〇三十二（略）

一〇二十五（略）
二十六 通訳案内業法（昭和二十四年法律第二百十号）による通訳案内業の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十七〇三十二（略）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 雑則（第十二条 第十四条）</p> <p>第五章 罰則（第十五条）</p> <p>附則</p> <p>第五条 削除</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 指定認定機関（第十二条 第二十四条）</p> <p>第五章 雑則（第二十五条 第三十条）</p> <p>第六章 罰則（第三十一条 第三十三条）</p> <p>附則</p> <p>（通訳案内業法の特例）</p> <p>第五条 地域伝統芸能等通訳案内業（基本計画に基づき実施される活用行事（以下「計画活用行事」という。）に関する通訳案内業法（昭和二十四年法律第二十号）第二条に規定する通訳案内業であつて、当該計画活用行事の実施期間内に限り、当該計画活用行事が実施される市町村の区域において営まれるものをいう。以下同じ。）を営むとする者は、計画活用行事ごとに、国土交通大臣の認定を受けることができる。</p> <p>2 国土交通大臣は、前項の認定の申請者が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>一 伝統的な芸能及び風俗慣習一般に関し十分な知識を有していること。</p> <p>二 認定の申請に係る地域伝統芸能等に関し十分な知識を有していること。</p>

<p>三 地域伝統芸能等に関する通訳案内をするために必要な外国語の能力を有していること。</p>	<p>3 国土交通大臣は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第一項の認定をしないものとする。</p>	<p>一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者</p> <p>二 通訳案内業法第十四条第一項第三号又は第四号の規定により同法第三条の免許を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者</p> <p>三 第七項の規定により読み替えて適用する通訳案内業法第十四条第一項第三号又は第四号の規定により第一項の認定を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者</p>	<p>4 国土交通大臣は、第二項の規定にかかわらず、心身の障害により地域伝統芸能等通訳案内業の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるものには、第一項の認定をしないことができる。</p>	<p>5 国土交通大臣は、前項の規定により第一項の認定をしないこととするときは、あらかじめ、当該認定の申請者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、国土交通大臣の指定する職員にその意見を聴取させなければならぬ。</p>	<p>6 第一項の認定を受けた者は、通訳案内業法第三条の規定にかかわらず、当該認定に係る地域伝統芸能等通訳案内業を営むことができる。</p>	<p>7 前項の規定により地域伝統芸能等通訳案内業を営む者についての次の表の上欄に掲げる通訳案内業法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>第九条（見出しを含む）</p>	<p>免許証</p>	<p>認定証</p>
<p>）、第十二条見出し及び</p>									

第一項、第十二条第三号			
第九条、第十二条、第十三条、第十四条第一項	通訳案内業者	地域伝統芸能等通訳案内業者を営む者	
第九条、第十四条第一項及び第二項	都道府県知事	国土交通大臣	
第十四条見出し	免許	認定	
第十四条第一項	その免許	地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律第五条第一項の認定	
第十五条、第十九条第二項	通訳案内業者	通訳案内業者（地域伝統芸能等通訳案内業者を営む者を含む。）	
第十七条第二号	通訳案内業	地域伝統芸能等通訳案内業	

8 | 通訳案内業法第六条第一項及び第二項、第七条並びに第十一条の規定は、第一項の認定について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六条見出し	不正受験者	不正な認定申請者
第六条第一項	第三条の試験に合格しよう	地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（以下「地域伝統芸能等活用法」という。）

(中小企業信用保険法の特例)
 第六条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条
 第一項に規定する普通保険(以下「普通保険」という。)、同法第三条

第六條第一項	その試験	その認定の手続	第五条第一項の認定を受けよう
	その合格	その認定	
第七條(見出しを含む。) 、第十一條	試験を受けさせない	地域伝統芸能等活用法第五条第一項の認定をしない	
	免許証	認定証	
第七條	都道府県知事	国土交通大臣	
	第三条の免許を与えた	地域伝統芸能等活用法第五条第一項の認定をした	
第十一條見出し	免許の申請	認定	
	第三条から前条まで	地域伝統芸能等活用法第五条第七項の規定により読み替えて適用する通訳案内業法第九条並びに地域伝統芸能等活用法第五条第八項において準用する通訳案内業法第六条第一項及び第二項並びに第七條	
第三條の試験	免許の申請	地域伝統芸能等活用法第五条第一項の認定	

(中小企業信用保険法の特例)
 第六條 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条
 第一項に規定する普通保険(以下「普通保険」という。)、同法第三条

の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、地域伝統芸能等関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、基本計画に基づき実施される特定事業等のうち特に事業資金の融通の円滑化が必要なものとして経済産業省令で定める事業を行う者としてその住所地を管轄する市町村の長の認定を受けた中小企業者が当該事業を行うのに必要な資金に係るものをいう。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第三条第一項</p>	<p>保険価額の合計額が</p> <p>地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律第六条第一項に規定する地域伝統芸能等関連保証（以下「地域伝統芸能等関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ</p>
<p>第三条の二第一項、第三条の三第一項</p>	<p>保険価額の合計額が</p> <p>地域伝統芸能等関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ</p>

の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、地域伝統芸能等関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、基本計画に基づき実施される特定事業等（以下「計画特定事業等」という。）のうち特に事業資金の融通の円滑化が必要なものとして経済産業省令で定める事業を行う者としてその住所地を管轄する市町村の長の認定を受けた中小企業者が当該事業を行うのに必要な資金に係るものをいう。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第三条第一項</p>	<p>保険価額の合計額が</p> <p>地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律第六条第一項に規定する地域伝統芸能等関連保証（以下「地域伝統芸能等関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ</p>
<p>第三条の二第一項、第三条の三第一項</p>	<p>保険価額の合計額が</p> <p>地域伝統芸能等関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ</p>

2・3 (略)	第三条の二第三項	当該借入金の額のうち	地域伝統芸能等関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち	それぞれ
	当該債務者	地域伝統芸能等関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者		
2・3 (略)	第三条の二第二項	当該保証をした	地域伝統芸能等関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした	それぞれ
	当該債務者	地域伝統芸能等関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者		

(国等の援助等)

第七条 国及び地方公共団体は、基本計画に基づき実施される活用行事及び特定事業等(以下「計画活用行事等」という。)(の実施主体に対し、計画活用行事等の確実かつ効果的な実施に関し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

2・3 (略)

2・3 (略)	第三条の二第三項	当該借入金の額のうち	地域伝統芸能等関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち	それぞれ
	当該債務者	地域伝統芸能等関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者		
2・3 (略)	第三条の二第二項	当該保証をした	地域伝統芸能等関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした	それぞれ
	当該債務者	地域伝統芸能等関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者		

(国等の援助等)

第七条 国及び地方公共団体は、計画活用行事及び計画特定事業等(以下「計画活用行事等」という。)(の実施主体に対し、計画活用行事等の確実かつ効果的な実施に関し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

2・3 (略)

第四章 指定認定機関

(指定認定機関の指定等)

- 第十二条 国土交通大臣は、その指定する者（以下「指定認定機関」という。）に、第五条第一項の認定の実施に関する事務（同条第七項の規定により読み替えて適用する通訳案内業法第十四条並びに第五条第八項において準用する同法第六条第一項及び第二項の規定による事務を除く。以下「認定事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。
- 2 指定認定機関の指定は、認定事務を行おうとする者の申請により行う¹。
- 3 国土交通大臣は、指定認定機関の指定をしたときは、指定認定機関が行う認定事務を行わないものとする。
- 4 指定認定機関が認定事務を行う場合における第五条第七項の規定により読み替えて適用する通訳案内業法第九条及び第五条第八項において準用する同法第七条の規定の適用については、これらの規定中「国土交通大臣」とあるのは、「指定認定機関」とする。
- 5 指定認定機関は、認定事務の実施に関し、第五条第八項において準用する通訳案内業法第六条第一項に規定する国土交通大臣の職権を行うことができる。

（指定の基準）

第十三条 国土交通大臣は、他に指定認定機関の指定を受けた者がなく、かつ、前条第二項の申請が次の基準に適合していると認めるときでなければ、指定認定機関の指定をしてはならない。

一 職員、認定事務の実施の方法その他の事項についての認定事務の実施に関する計画が認定事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の認定事務の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。

三 認定事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて認定事務が不公正になるおそれがないこと。

2 | 国土交通大臣は、前条第二項の申請をした者が次の各号の一に該当する場合には、その指定をしてはならない。

一 民法第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者であること。

三 第二十三条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者であること。

四 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ 第二号に該当する者

ロ 第十六条第三項の規定による命令により解任され、その解任の日から二年を経過しない者

(指定の公示等)

第十四条 国土交通大臣は、指定認定機関の指定をしたときは、指定認定機関の名称及び住所、指定認定機関が行う認定事務の範囲、認定事務を行う事務所の所在地並びに認定事務の開始の日を公示しなければならない。

2 | 指定認定機関は、その名称若しくは住所又は認定事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 | 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(認定員)

第十五条 指定認定機関は、認定事務を行う場合において、第五条第二項各号の知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、国土交通省令で定める要件を備える者（以下「認定員」という。）に行わせなければならない。

(役員等の選任及び解任)

第十六条 認定事務に従事する指定認定機関の役員を選任及び解任は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 指定認定機関は、認定員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、指定認定機関の役員又は認定員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは第十八条第一項の認定事務規程に違反したとき、又は認定事務に関し著しく不適當な行為をしたときは、指定認定機関に対し、その役員又は認定員を解任すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務等)

第十七条 指定認定機関の役員若しくは職員（認定員を含む。）又はこれらの職にあつた者は、認定事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 認定事務に従事する指定認定機関の役員及び職員（認定員を含む。）は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(認定事務規程)

第十八条 指定認定機関は、国土交通省令で定める認定事務の実施に関する事項について認定事務規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可をした認定事務規程が認定事務の公正かつ適確な実施上不適當となつたと認めるときは、指定認定機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第十九条 指定認定機関は、毎事業年度、認定事務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定認定機関は、毎事業年度、認定事務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に国土交通大臣に提出しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第二十条 指定認定機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに認定事務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載し、及びこれを保存しなければならない。

(監督命令)

第二十一条 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定認定機関に対し、認定事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(認定事務の休廃止)

第二十二條 指定認定機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、認定事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 国土交通大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第二十三條 国土交通大臣は、指定認定機関が第十三条第一項各号(第三号を除く。)の二に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならぬ。

2 国土交通大臣は、指定認定機関が次の各号の二に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて認定事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この章の規定に違反したとき。

二 第十三条第一項各号の二に適合しなくなつたと認められるとき。

三 第十六条第三項、第十八条第二項又は第二十一条の規定による命令に違反したとき。

四 第十八条第一項の規定により認可を受けた認定事務規程によらないで認定事務を行ったとき。

五 不正な手段により指定を受けたとき。

3 国土交通大臣は、第一項若しくは前項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により認定事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(国土交通大臣による認定事務の実施)

第二十四条 国土交通大臣は、指定認定機関が第二十二条第一項の規定により認定事務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第二項の規定により指定認定機関に対し認定事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定認定機関が天災その他の事由により認定事務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において必要があると認めるときは、第十二条第三項の規定にかかわらず、認定事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 | 国土交通大臣は、前項の規定により認定事務を行うこととし、又は同項の規定により行っている認定事務を行わないこととするときは、その旨を公示しなければならない。

3 | 国土交通大臣が、第一項の規定により認定事務を行うこととし、第十二条第一項の規定により認定事務の廃止を許可し、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における認定事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

第五章 雑則

(報告の徴収及び立入検査)

第二十五条 (略)

2 | 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定認定機関に対し、認定事務に関し報告をさせ、又はその職員に、指定認定機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 | 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第四章 雑則

(報告の徴収及び立入検査)

第十二条 (略)

2 | 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(手数料)

第二十六条 第五条第一項の認定又は第五条第七項の規定により読み替えて適用する通訳案内業法第九条の規定による認定証の再交付若しくは書換えを受けようとする者は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国(指定認定機関が行う認定に係るものにあつては、指定認定機関)に納めなければならない。

2 前項の規定により指定認定機関に納められた手数料は、指定認定機関の収入とする。

(指定認定機関の処分についての審査請求)

第二十七条 指定認定機関が行う認定事務に係る処分又はその不作為については、国土交通大臣に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

(経過措置)

第二十八条 (略)

第二十九条 削除

(省令への委任)

第三十条 (略)

(経過措置)

第十三条 (略)

(省令への委任)

第十四条 (略)

第五章 罰則

第六章 罰則

第三十一条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第一項の規定に違反してその職務に関し知り得た秘密を漏らした者

二 指定認定機関が第二十三条第二項の規定による認定事務の停止の命令に違反した場合におけるその違反行為をした指定認定機関の役員又は職員

第三十二条 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定認定機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十条の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第二十二条第一項の規定に違反して認定事務の全部を廃止したとき。

三 第二十五条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第十五条 第十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたときは、その違反行為をした支援事業実施機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第三十三条 第二十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたときは、その違反行為をした支援事業実施機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

三 国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律（平成六年法律第七十九号）（附則第十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（国際会議等の開催の円滑化を図るための措置）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、機構は、国際会議等の開催の円滑化を図るため、必要に応じて、<u>通訳案内</u>を営む者、旅行業を営む者その他の関係者のあつせん、国際会議観光都市以外の市町村において開催される同項の国土交通省令で定める国際会議等の開催についての交付金の交付その他の措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>（国際会議等の開催の円滑化を図るための措置）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、機構は、国際会議等の開催の円滑化を図るため、必要に応じて、<u>通訳案内業</u>を営む者、旅行業を営む者その他の関係者のあつせん、国際会議観光都市以外の市町村において開催される同項の国土交通省令で定める国際会議等の開催についての交付金の交付その他の措置を講ずるよう努めなければならない。</p>

四 独立行政法人国際観光振興機構法（平成十四年法律第八十一号）（附則第十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第九条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 通訳案内士法（昭和二十四年法律第二十号）<u>第十一条第一項の規定により通訳案内士試験の実施に関する事務を行うこと。</u></p> <p>四〇七 （略）</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第九条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 通訳案内業法（昭和二十四年法律第二十号）<u>第五条の二第一項の規定により同法第三条の試験の実施に関する事務を行うこと。</u></p> <p>四〇七 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 国土交通省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～二十一 （略）</p> <p>二十二 旅行業、旅行者代理業その他の所掌に係る観光事業の発達、改善及び調整に関すること。</p> <p>二十二の二 通訳案内士及び地域限定通訳案内士に関すること。</p> <p>二十三～百二十八 （略）</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 国土交通省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～二十一 （略）</p> <p>二十二 旅行業、旅行者代理業、<u>通訳案内業</u>その他の所掌に係る観光事業の発達、改善及び調整に関すること。</p> <p>二十三～百二十八 （略）</p>